

平成29年小値賀町議会定例11月会議 (第13日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	吉	勝	信
会	計	蛭	元	市
管	理	前	子	也
者	長	西	田	之
総	務	植	村	彦
課	長	木	村	子
住	民	中	下	幸
福	祉		村	
事	務		中	
所	長		村	
産	業		村	
振	興		村	
課	政		村	
策	監		村	
監	長		村	
産	業		村	
振	興		村	
課	長		村	
農	業		村	
委	員		村	
会	事		村	
事	務		村	
局	長		村	
建	設	橋	本	満
課	長	近	藤	進
診	療	尾	崎	三
所	事			
務	長			
長	次			
教	育			
次	長			

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	森		知	佳

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

平成29年小値賀町議会定例11月会議

平成29年12月11日（月曜日）

午前9時30分

- 第 1 会議録署名議員指名（末永一朗議員 ・ 土川重佳議員）
- 第 2 行 政 報 告
- 第 3 一 般 質 問
- 第 4 議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

午前 9 時 30 分

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

会議を開きます前に、長崎新聞の記者から申し出がありますので、議場の写真撮影を許可します。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番・末永一朗議員、4 番・土川重佳議員を指名します。

日程第 2、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

町長（西 浩三） 皆さん、おはようございます。寒くなりました。

本日の平成 29 年小値賀町議会定例 11 月会議の開催に当たり、町政の重要事項についてご報告するとともに、あわせて当面する諸問題について申し述べます。行政報告につきましては、期日等、詳細はお手元に事前にお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

さて現在、各自治体においては、平成 30 年度の予算編成に向けて作業を進めているところでありますが、本町においても、去る 11 月 11 日に予算編成の事務説明会を開催し、職員に対しまして新年度の予算編成に向けての私の思いをお話し、作業を進めておりますが、議会の方にも予算編成方針をお知らせしておりますので、ご確認をしていただければと思えます。

去る 7 月に亡くなられました元小値賀町議会議長の川村章雄氏が、小値賀町の発展と自治の振興に尽力した功績が認められ、旭日單光章を受章されました。川村氏のこれまでのご功績に対しまして深甚なる敬意を表し、この度の受章を心からお慶び申し上げますとともに、ご冥福をお祈りしたいと思います。その他、褒賞では、長年にわたり農業委員会会長を務められました松口政之氏が 29 年度の県民表彰を受賞され、私も長崎県議会議場での表彰式に立ち会ってまいりました。また、小値賀地区和牛部会が長崎農林業大賞運営委員会会長表彰を、さらに小値賀地区人工授精師会が、来年 2 月に東京で行われます全国大会の意見発表の部に長崎県代表として選出されました。本当におめでとうございます。

さて、突然の解散には驚きましたが、10 月 22 日には、衆議院議員総選挙が挙行されました。選挙区が 4 区から 3 区へ変更となって最初の選挙ということで、投票率の低下や無効票が心配されましたが、結果は、投票率では前回は 0.71

ポイント上回る 78.6%で県内で一番、無効票も 12 票少ない 31 票となり、改めて町民の皆さんの選挙に対する関心の高さに敬意を表したいと思います。なお、2 月には長崎県知事選挙が予定されております。

前回の議会で補正予算をお願いしました松くい虫関係でございますが、今年度特に被害が大きい松くい虫被害木の伐採処理につきましては、11 月 2 日には財政及び技術的支援について中村法道知事に対し知事要望を行い、特に財源の支援について前向きな回答を頂いたところであり、県の支援も得てできるだけ早期に処理を図りたいと考えておりまして、要望後 11 月中には、町外の業者の参入を求めた上で、早速入札を実施し、すべての工区で落札されました。これから被害木の除去・焼却を進めてまいります。これは今年度だけの問題解決にはならないと思いますので、来年度も発生状況に十分注意しながら事業を継続することになると考えておりますので、皆様のご支援・ご理解・ご協力をよろしくをお願いいたします。

新年度の職員採用試験を実施し、一般職 2 名、保母職 2 名の採用を内定しておりますが、退職者の補充にはまだまだ十分でなく、追加の募集をしておりますので、I ターン、U ターン、それから孫ターン等の方がおられましたら受験を勧めていただきますよう、皆様にもよろしくをお願いいたします。

また最新の情報では、ご承知と思えますけど、九州商船のストライキが 25 日から予定されているようですが、前は県の労働委員会の調停が実りましてストは回避され、大きな混乱は生じませんでした。しかし今回は別件の不当労働行為に関するもので、既に裁定が下りているものの会社が不服を申し立てている状況で、前回より事は深刻であるとの認識を持っております。いずれにしましても、お客さんに迷惑がかからないようお願いをしたいと思います。早速、佐世保市長、新上五島町長と連名でスト回避の申し入れ書を九州商船と全日本海員組合の双方に送っておるところでございます。そういう中、五島産業汽船より上五島経由での貨物便運航を予定しているとの情報提供がありましたので、商工会、漁協、農協等への情報提供を行っております。また旅客の運送についても五島産業汽船のほうで協力はするということでございます。本当にストが実行される場合には臨時ダイヤの具体的な時間等を町民の皆さんにお知らせすることにいたします。

これより、各課の報告を申し上げます。

総務課関係について、主なものを申し上げます。

中華人民共和国駐在長崎総領事の劉 亜明（りゅう あめい）氏が 10 月 20 日に小値賀町を表敬訪問されました。中国総領事が本町に訪問するのは恐らく初めてで、これまで歴史的に交流があった中国と小値賀町とのさらなる交流をお願いしたところでございます。10 月 21 日には、来年の世界文化遺産登録を

見据えて世界遺産祈念事業を行いました。午前中に開催したシンポジウムでは、町の文化遺産である野崎島が世界文化遺産として登録されることの意義について、筑波大学大学院の稲葉教授にお話をいただき、また、夜はキリシタン大名「高山右近」の生涯を描いたオペラ公演を行いました。当日は台風接近となり、あいにくの悪天候となりましたが、多数の町民の皆様にご集まっていただきました。

次に消防関係では、10月に現地訓練を、11月に空港で火災救難訓練を行っております。また小値賀町消防団としては、8年ぶりに参加する長崎県消防ポンプ操法大会の選手結団式を行いました。各分団より選抜された9名の団員で結成された選抜チームで、来年8月に開催される大会まで、定期的に訓練を行ってまいります。また、予定しておりました5分団の消防車も間もなく納車の予定でございます。

次に福祉事務所関係では、毎年8月に実施されております福岡市の福田眼科病院による無料眼科検診。これも台風の影響で日程の変更はありましたが、約100名の方が受診されました。また、それに合わせ、おちかの家、暖家、たんぼぼ荘へも往診していただき、入所者の方に大変喜ばれております。また、11月11日には、恒例の戦没者慰霊祭が島内外のご来賓及び戦没者のご遺族など約120名の参加を得て、盛大に執り行われました。

次に産業振興課関係では、農林関係では10月牛市の結果は、平均で約69万円と、4月と7月の市に続き、連続で下がっておりますが、関係者の間ではある程度予想されていたことで、「これくらいで落ち着いてくれれば」との話もありましたが、12月5日にありました12月市の結果では約76万円と上がっております。年末に上がるのは例年の傾向ということではありますが、関係の皆さんもひと安心したことと思っております。

園芸については、10月23日の台風21号の影響により、ブロッコリーは約8ヘクタールのうち7ヘクタールが塩害と強風による倒伏の被害を受けております。収量の減少及び品質の低下が心配されます。実えんどうは約1.5ヘクタールのうち、発芽していた約1.45ヘクタールが塩害により種まきをやり直しています。施設では、5戸で面積にして約5.3アールのハウスで、ビニールを剥がされる被害が出ております。

次にイノシシの捕獲状況ですが、29年11月現在で81頭となっております。内訳としましては、成獣が57頭、幼獣が24頭、雌雄の別は雄が39頭、雌が42頭、この捕獲従事者は8名ということでございます。また、その内、野崎島の捕獲は6頭となっております。これに伴うイノシシの農作物の被害金額は、10月末時点の調査で135万4,000円ということ、28年度の同時期比で21万4,000円、約18%増加しており、28年度になかった野菜類の被害が出たことが増加の

要因となっております。今後、畑の防護対策について、さらに啓発を図ってまいります。

次に水産関係では、10月中旬に町外ボランティアダイバー延べ12名と、町内の方10名による食植生動物の駆除活動を実施しました。また11月上旬には、今年度最後となる3回目のダイビングスポット調査を実施しております。今後は28年度の調査結果を含めて整理し、漁業関係者等への報告会を計画しています。斑の種苗センターでは、クロアワビの採卵を行い、受精卵を収容しています。漁業全体の漁模様については、イサキの小値賀本所水揚げが、4月から10月末時点で約156トン、前年比約42%の増で、ここ2年ほど好漁のアラについても5.4トンと、28年度と同水準となっています。また国際的な約束事でクロマグロの漁獲規制が厳しい状況ではありますが、11月に網入れが行われた漁協自営の定置とともに、今後の豊漁を期待したいところでございます。

消費者行政関係では、悪質な電話勧誘等による被害の防止を図るため、県から配布を受けておりました自動通話録音装置40台の設置を関係機関と連携し推進をしております。

商工関係では、商工会主催の伴走型創業支援セミナーを5日間開催し、11名の方が受講されております。小値賀町の活性化につながるよう、予算の確保とバックアップを進めてまいります。

観光関係では、8月下旬に京都龍谷大学附属平安中学校より183名の生徒が、9月下旬から10月上旬には大阪上宮太子中学校より27名の生徒さんが修学旅行で本町を訪れております。また、11月14日には、五島列島おもてなし協議会の事業の一環としまして、本町で「秋の夜空観察会」のモニター事業を実施しております。11月26日には、総合体育館駐車場において「第33回ふるさと産業まつり&ふれあい広場」が開催され、出店団体による物産販売やステージでのイベントに町民多数のご来場がありました。また、今年も中学校及び高校の生徒さんや先生方にサブスタッフとして運営にご協力いただきましたが、ご協力に感謝を申し上げます。

次に建設課関係では、詳細に記載のとおり、現在、工事5件、委託業務6件を実施中です。補正1号による診療所建設関係につきましては、土地購入も無事に完了し、現在、用地造成に係る実施測量設計、地質調査及び現在の診療所の耐力度調査業務委託を実施中です。

教育委員会関係では、小中高一貫教育で例年実施しています「公開研究授業ウィークス」期間中に、8教科11授業の公開研究授業を、大島分校及び中学校で学習発表会、高校で文化祭が開催され、多くの保護者、一般町民の方々に学校に足を運んでいただきました。社会教育関係では、11月に「町民文化祭」、「少年の主張発表大会」を開催し、多くの町民の方々にご来場いただきました。「少

年の主張発表大会」では、小中高の児童生徒 8 名が、日頃から感じ、思っていることを堂々と発表する姿に感銘し、子どもの成長を実感したひとときになりました。

診療所関係では、田中慶太医師が家庭の事情で 12 月末で退職されることとなり、長崎県病院企業団やながさき地域医療人材支援センター等の関係機関に、後任医師の確保に向けたご支援をお願いしています。これまでも 2 名の医師に診療所及び島内の視察にお越しをいただき、就任の要請をいたしました。いずれも就任の承諾はいただけませんでした。町においても、先日も田中所長、診療所事務長と一緒に県内のある医師を訪問し、4 月からの就任要請を行ってきたところですが、確約はいただけませんでした。今後も各方面へ働きかけを続け、早期に医師が確保できるように努力をまいります。もし医師の確保ができなかった場合は、1 月から常勤医師 1 名となることから、診療応援体制につきましても関係機関と協議を進めております。現行では木曜日の午後を休診日として特老の回診と町内在宅者の往診を実施しておりましたが、もう 1 日火曜日午後休診を増やすことも含めて検討し、田中所長の負担軽減を図ってまいります。

診療所の建替えにつきましては、現在、基本計画の作成に向けて部門別の整備概要をまとめ、室数、必要面積などの細かい部分の協議を診療所職員で実施中でございます。

健康管理センターにおいては、春の特定健診での未受診者、受診をしていない方を対象に特定健診を実施しております。受診者は 44 名で、春の健診と合わせ本年度の特定健診受診者は 687 名となっており、去年が 711 名で少なくなっておりますけれども、前年比は 96.6%となっております。また、インフルエンザの予防接種を実施し、申込者については既に接種が終了しております。

議案関係につきましては、一般会計補正予算のほか特別会計補正予算 6 議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案をご提案しております。慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。なお、提案の理由につきましては、その都度ご説明いたしますが、詳細については担当から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長（立石隆教） これで行政報告を終わります。

日程第 3、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。なお、関連質問はご遠慮願います。

1 番・今田光弘議員

1 番（今田光弘） 小値賀町職員が公務のために国内を旅行する際に支給される食卓料の廃止と宿泊料の見直しについて、町長に質問いたします。

まず食卓料についてです。小値賀町職員旅費支給条例により、公務出張の場合、フェリー太古で博多から小値賀に帰る場合、食卓料が現在 1,500 円支給されています。食卓料というのは文字からして食事代、恐らく夕食代と考えられるわけですが、公務であろうとプライベートであろうと夕食を食べることは日常の中では毎日ごく普通のことで、食事代は自分で支払うべきものだと思えます。確かに平成 22 年に改訂された国家公務員の旅費業務に関する標準マニュアルによりますと、食卓料とは「水路及び航空機による旅行の場合に支給される食費に充てる経費であり、宿泊料が支給されないことに対する均衡を考慮した旅費」とあります。一方その中で宿泊料には「宿泊費及び宿泊に伴う諸雑費を賄う旅費」と書かれていて、食費については実は触れられておりません。諸雑費に食費が含まれているのでしょうか。なんだかおかしなマニュアルであります。フェリー太古の場合、出発が 23 時 45 分という深夜になり、本来その時間、真夜中の移動を強いるというのは、本来おかしいとは思いますが、そこは離島というハンディキャップのため、職員には申し訳ありませんが我慢していただくところだと思います。実際に県内の 8 つの町の状況を調べてみますと、各町の例規集によりますと、食卓料が今あるのは時津町と波佐見町とこの小値賀町の 3 つの町だけです。あとの 5 つの町は食卓料はありません。同じ離島の新上五島町もありません。平成 15 年ごろから全国で行財政改革が進められてきて、小値賀町も給与や報酬の引き下げなどを行ってきましたが、この食卓料というものは今まで残ってきました。町の財政に余裕があればいいのですが、厳しい財政状況が続いている中で食事代を公費から支払うという、僕の中ではバブルの名残のような、と思えますが、そういう制度は県内の多くの町と同じように廃止すべきだと思います。県や国が支給しているからという考えもありますが、それに見習う必要はありません。むしろ県や国の考え方を見直す、そういう時期に来ているのではないかと思います。

次に、公務出張の場合の宿泊料についてです。現在 1 泊当たり長崎県内での宿泊は 7,000 円、県外での宿泊は 8,400 円が支給されています。これは町長も新入職員も同じ金額です。外国人旅行者が増えた影響なののでしょうか、長崎県内の 7,000 円というのはともかく、県外、特に福岡や大阪、東京などの大都市圏でホテルを探しても 8,400 円で泊まることはかなり困難といえますか、ほぼ不可能な状況です。最近増えてきたドミトリー方式のゲストハウスやカプセルホテルであればこの金額で泊まることもできるのかもしれませんが、公務出張でそれでは余りにかわいそうというものです。実際に職員の方はその差額分は自腹を切って負担していることが多いと聞きます。これは特に大都市への出張が多い町長、いくら給料が高いと言っても相当きついものがあるのではないのでしょうか。食卓料と同じように県内 8 つの町の状況を調べてみました。これも

各町の例規集によりますが、県内の宿泊料は小値賀町の 7,000 円が最低で、次が新上五島町の 8,000 円。時津町が一番高く 1 万 3,000 円となっています。小値賀町を除いた 7 つの町の平均は 1 万 500 円。小値賀町とは実に 3,500 円の差があります。県外の場合、小値賀町は最低の 8,400 円。次が東彼杵町の 1 万円。ほかの町は大体 1 万 1,000 円前後で、最高は 2 つの町が 1 万 3,000 円。小値賀町を除いた 7 つの町の平均は 1 万 1,400 円と、小値賀町より 3,000 円高くなっています。出張で泊まるのはどこの町の職員でも同じようなホテルであって、にも関わらず、こんなに宿泊料に差があるとは不思議でなりません。これから先、東京オリンピック・パラリンピックを控え、全国的にますます宿泊料が高くなることが予想されています。やむを得ず決められた金額を超えた場合は領収書を添付して精算するという方法もありますが、これは事務作業がかなり増えることが予想され、やはり宿泊料を値上げする方法が一番確実ではないかと思えます。もちろん町の財政が非常に厳しい中での値上げは、慎重を期さなければならぬことではありますが、職員の士気を下げないためにも値上げは必要、せめて県内の他の町のレベルまで即刻引き上げるべきだと思います。

以上、食卓料の廃止と宿泊料の見直しについて、町長に考えを伺います。

なお、再質問がある場合は質問者席から行います。以上です。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 今田議員のご質問にお答えいたします。

食卓料を支給するのはおかしいという趣旨のご質問だったと思えますけども、私は法律にも規定のある制度として、法に触れるものではないと考えております。まず、幾らかご案内もありましたけども、当町の旅費の改正の経過についてご説明しますが、当町の旅費は平成 16 年度に大幅に減額改正されておりました。その時の主な内容としましては、既定の日当 3,000 円が半額の 1,500 円に、宿泊料は県内 10,000 円を 3 割減の 7,000 円となっており、また職員の等級別に支給していたものを一本化し、現在までほぼ 10 年間、改正されないまま本日に至っております。これは当時、合併問題等により交付税の大幅減少が長崎県当局から示されたのに基づき、小値賀町に財政健全化、行財政改革が求められる中で、身を切る改革の一つとして職員だけでなく各種委員も含めて取り組まれたものと聞いています。

ご質問の 1 点目でございます食卓料ですが、これは水路及び航空機による旅行の場合に支給される食費に充てる経費であり、宿泊料が支給されないことに対する均衡を考慮した旅費、という位置づけになっております。したがって簡単に言えば、船か飛行機による出張の場合で相当長時間にわたる場合や、早朝・深夜の場合に限り支給されるものと言えらると思えます。そういう意味で本土の市や町にはあまり向かないといえますか、利用することが少ない食

卓料になってるので、よその町ではあまり規定がないのではないかと考えております。

当町では、福岡での公務については、職員の場合、基本的に宿泊をせずフェリー太古を利用するように今まで申し合わせており、その際に食卓料がご指摘のように1,500円支給されている状況です。議員は、食卓料とは食事代であり、廃止すべきではないかということですが、出張等の旅行の行程、旅程が夜間の移動を余儀なくされ、また公務の移動時間に対しては、特に時間外手当も発生しないということで、離島の職員には特にそういう面では本土にない苦勞がございます。そういうことで、国家公務員等の旅費に関する法律に規定されていることも考えますと、支給することはやむを得ないものと考えており、廃止すべきであるとは考えておりません。近隣の市町のご紹介がございましたが、食卓料という名目ではありませんが、県外宿泊料の2分の1を支給しているところもございますし、近くでは、隣の佐世保市宇久町では、職員の健康管理の観点から、基本的にフェリー太古での移動をしない旨の申し合わせをしているようです。今後は小値賀町でも、出張時の夜間、特に深夜や早朝の移動はできるだけ避けるようにし、出張者等の健康保持に努めたいと考えますが、これは職員だけの問題ではございません。各種委員、議員さんも当然ですけれども、業務や家の都合などにより福岡からフェリーでの移動を余儀なくされる場合もございますので、旅程の特殊性もありますので引き続き食卓料を支給していきたいと考えておるところでございます。

次に2点目の宿泊料ですが、これも当時、身を切る改革の一つとして職員だけでなく、各種委員も含めて取り組まれたものだと聞いています。平成16年の改定以後10年以上経過しており、実情に合っていない部分もあるのは十分承知をしております。特に長崎市内のホテルでは、海外からの観光客の増加を背景に予約が取りにくくなっている状況もあり、また宿泊料もそれに伴いまして高くなっているようでございます。県外及び大都市圏も同様でございます。宿泊料の見直しは必要であるということで、検討していたところでございます。ご指摘のように公務出張で赤字を出すようなことは、職員はもちろん町議会議員の皆さんや各種委員の皆様方にも大変お気の毒なことだと思いますので、現在、平成30年度の予算編成作業中でもあり、近隣市町の状況等も見ながら、また町内各種団体の皆さんのご意見も拝聴して、小値賀町職員旅費支給条例をはじめ費用弁償に関する条例等の改正によりまして、出張に関するいわゆる旅行諸費の見直しを図っていきたいと考えております。以上です。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 今のお話の中で、後半の宿泊料については見直すということで理解いたしました。前半の食卓料について、国としては認められていると

ということで、変更する考えはないということなのですが、そもそも内容的に本来、先ほど町長のお話がありましたように、深夜に移動を強いるというのが本来はいけないことであって、佐世保市の宇久町のようにそういう深夜の移動をなくすというの、本来はそれが一番いい解決方法だと思うんですが、実際そうなると本当に経費も増えますし、現実小値賀にはその考え方は不向きなのかなとなると、むしろ食卓料という名前ではなくて違う手当とか、そういう考え方だったらたぶん理解できると思うんですが、やはり食卓料という、やはり前、僕は以前民間の会社にいまして、その民間の会社でもバブルの前までは食卓料もかなり出ていたんですが、バブルを迎えましてもう食卓料は廃止されています。で、これもちょっと調べたんですが、ちょっと古い資料で申し訳ないんですが、平成23年の全国の上場企業あるいは有力企業の540社に、国内の出張の際に食卓料を付けているかどうかというのを調べた資料があります。その数字を見ますと、実は国内の民間の企業の場合は、およそ8割は食卓料をみていません。これが世の中の現実です。国や県が支給しているし、法律に触れるものではないので出し続けたいということですが、一般庶民、一般町民からすると、やはり少し、食糧費というのはやっぱりおかしいんじゃないかと、ごはんは毎日食べるものだから自分でお金を出すべきだという考えの人が多いいと思います。が、町長いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 確かにそういう考え方もできるかと思いますが、先ほどもちょっと言ったんですけども、食卓料という名目、これは法律の中に書いてあるわけではないと思いますが、あえて旅行諸費という言い方で、やり方でやっている団体もあります。そういうことで、食卓料自体を支給することを止めるつもりはございませんので、名目であれば法律に書いてあることでもあつし、それを変えたということでも理解もしてもらえるのかなという気もします。必要性については先ほどから言いますように、宿泊費を支給しないということになりますので、それに対応するといひますか、支給されない、不利益にならないよつという意味でやつてると思ひますし、この食卓料は、さつきもちょっと言ひましたけども、船とか飛行機とか長期に使う場合にどうしても食事代が別にいるとか、そういう場合には、例えば会議で一緒に行つて夕方飛行機が長時間飛ぶ場合、またはフェリーが長時間になる場合、フェリーで食事ができないという場合には、行つた皆さんと一緒に食事をしなければいけないという状況も出てまいります。そういう時に公務で行つているわけですから、普通の家で食事をするのとはまた違ふんじゃないのかなという感覚がございますので、この件に関しましては、金額が1,500円ということでございます。これも前は恐らく3,000円だつたと思ひますけども、この1,500円が妥当かというこ

とも含めてですね、先ほど民間の話もされましたんで、民間のほうのうちの小値賀町内の団体はどういうふうになっているのか、そういうところもお聞きをしたいということで、先ほども申し上げたとおり町内の皆さんの意見も聞きますので、それから決めさせていただきたいと思っております。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） 私としては前向きなお答えだと理解いたしました。

以上、質問を終わります。

議長（立石隆教） これで今田光弘議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会：発言なし）

— 休 憩 午 前 10 時 07 分 —

— 再 開 午 前 10 時 10 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

続いて 6 番・横山弘藏議員

6 番（横山弘藏） 国民健康保険の運営と課題について質問したいと思います。

国の社会保障制度の根幹となる今の国民健康保険制度は、1962 年、昭和 36 年にスタートして半世紀以上経過し、この間に加入者、被保険者の高齢化、職業構成の変化などにより、国民健康保険制度を取り巻く環境は財政運営など年々厳しくなっています。国の国民医療費は 2015 年には 42 兆円を超え、9 年連続最高を更新しているところです。小値賀町においても例外ではなく、少子高齢化、そして人口減少などにより保険料の収入が低迷、国保の運営が難しい状況になっています。このような問題を少しでも解決する対策として、国は 2018 年度より保険者を各市町村から都道府県に変えることを決定。今後、小値賀町の国保運営の要のところは県が行うこととなります。単に保険者が県に変わることにより、すぐに国保運営の現状が改善されるとは思いません。離島である小値賀町の医療供給の体制のあり方、また高齢化率の高さから来る被保険者の減少など都市部との格差は思いのほか大きいものがあります。制度の広域化によって、小値賀町の住民に必要以上の負担がかからないよう強く望むのですが、そのような思いから、主に次の 3 点について伺います。

初めに、平成 30 年度から保険者が県に移管することによって、当町の国保事業にどのような影響、変化があるのか。また、当町の被保険者にとってメリット、デメリットは何かを伺います。

次に、小値賀町議会 6 月会議において、国保財政調整基金の減少などを理由に、1 人当たり平均 1 万 3,000 円の大幅な国保料の負担増が決定されました。これは当町の被保険者に年間合計で 1,000 万円余りの負担増となります。保険者

が県に変わってから 6 年間、激変緩和措置が取られますが、このまま国保財政調整基金が減少するとすれば、再度、国保税の負担が増すことになります。被保険者の負担を軽減する対策として、ほかの自治体のように国保会計への法定外繰入をどのように考えているのか伺います。

最後に、今後、当町の国保運営は、県の協議会等でその運営方針が決定されることとなりますが、都市部との医療サービスの水準に地域格差がある当町の被保険者の立場を県の保険者にしっかり伝える仕組み、組織など当町のガバナンス体制のありようはどのようになるのか。

以上 3 点、町長の見解を伺います。

再質問は質問者席より行います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 横山弘藏議員の一般質問にお答えいたします。

国は「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 31 号）を制定し、それにより県が平成 30 年度、来年度からですけれども財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や国保事業の確保・運営に中心的な役割を担うこととなります。また、市や町は住民と身近な関係の中で、資格管理それから保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、特定健診等の保健事業におけるきめ細かな役割を担うこととなります。つまり、県が県全体の保険税額の必要額を算定し、各市町にそれぞれ納付額を通知し、市や町はその納付額を県に納入する仕組みとなります。当町の被保険者、国保加入者の皆様にとりましては、手続き等も従来どおりでございますので、ほとんど直接のメリットは感じないかと思えます。また、デメリットにつきましても、現時点では、はっきりしておりませんが、保険税の負担に関して言えば国民健康保険税が現在よりも多く、高くなればデメリットになりますし、少なく低くなればメリットだと考えるかなと思えます。

現在の保険税の状況でございますけれども、小値賀町の保険税、27 年度の実績で恐縮ですけれども、一人当たりの医療費は、対馬市、雲仙市に続き、安い方から 3 番目で、そして保険税は県下ですけれども一番安い状況でございます。そういうことで、これが大きく変動しないかが一番の心配ごとになってまいります。この国民健康保険税の納付額につきましては、来年の 1 月中に、県で最終的な計算を行い、小値賀町に本算定結果が通知されることになっております。国からも現在の保険税額より負担が急激に大きくなるように指導されていることもありまして、その成り行きを見守っているところでございます。

次に 2 番目の質問に関連いたしますが、県内の市や町で財政調整基金繰入、また一般会計からの法定外繰入をしないで保険税必要額 100%、満額を徴収しているところが 21 市町の中で 6 市町でございます。その他の 15 市町は、小値賀

町と同じように財政調整基金等、それからまた足りないところでは一般会計からの繰り入れ、法定外繰入で、保険税率を必要額よりも低く抑えているというのが現状でございます。県の算定が、先ほど言いましたように1月ということで、明確ではないという状況の中ではお答えしにくいんですけども、現在の保険税より多くならず、また、小値賀町の国保特別会計の財政調整基金で対応できるうちはいいんですけども、ご心配のように調整基金がなくなった場合、一般会計からの俗に言う法定外繰入をやる必要が出てくると思いますけども、これも県当局と協議をしながら、また、県内の各市町と足並みを揃えていかなければいけないのかなと考えております。

この法定外繰入につきましては、国保の被保険者が多いか、社会保険の被保険者が多いかによって状況が変わる恐れもあります。ちなみに小値賀町の国保被保険者は11月末現在で976名、人口が2,508ですので、加入率は38.9%と40%を切っている状況でございます。その中で、保険税減額のための一般会計からの多額の繰り入れが許されるかどうかについては、議論になるところではないかと思っております。

次に、長崎県の国保運営方針に関するご質問がありましたが、法律の制定を受けまして、新制度において県と市町が一体となって財政運営、資格管理、保険給付、保険料・保険税率の決定、賦課徴収等の事務を共通認識の下で実施するとともに、市や町が事業の広域化や効率化を推進できるように、県内の統一的な運営方針を定めようとしています。この運営方針につきましては、これまで県下各市町の担当者による専門部会、及び担当課長による連携会議が複数回開催され、検討・協議がなされております。その内容については大筋で合意をしておりますが、細部の部分で検討する必要がある、修正を加えていたましたが、先日、長崎県国民健康保険運営方針素案を添付して、「運営方針についての意見聴取」という公文書が、町長宛て届いております。今後のスケジュールにつきましては、県下各市町への意見聴取の後、それを取りまとめた上で1月中旬に長崎県の国保運営協議会に諮り、県議会を経て公表する予定となっております。

平成30年度からは、各市町の担当者レベル、担当課長レベル、首長レベルの意見集約をした上で、3年ごとに見直しが行われるようになっており、各市町の意見は反映されるものと考えております。

今回の意見聴取に対しましては運営方針におおむね異議はないが、議員のご意見のように保険料の算定に当たっては、よそと同じような統一保険料にすることなく医療水準を十分考慮するよう、そして医療費と保険料の乖離がないようにとの回答を予定しております。

答弁漏れ等があれば、担当課長より補足をしていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 今、町長は最後に、詳しいことは課長の補足をお願いしたいということですが、前もってもし補足することがあれば、今伺っておきたいと思っております。課長どうですか。町長の答弁の補足は別にないですか。それでは再質問に移らせていただきます。

国も保険料をどうにかして抑えようということで躍起になっているのがよくわかります。毎年、何十兆円もの医療費を負担しているということで、国の財政も厳しい中、この国民健康保険をどうにかしたいというのが見え見えであります。そこで来年度から、この運用する保険者が県に移管するわけですが、これによってですね、小値賀町に対するメリット・デメリットはそう目に見えてすぐに変化があるようなことはないということでもあります。町長がさっき言ったように、小値賀町の医療費とか受診率というのは県下でも最下位のほうに属しております。長崎県が45万円ぐらいの医療費に対して小値賀が35万円ぐらいであります。そういった医療費の格差も結構あります。それから受診率の格差もですね、長崎市と小値賀を比べたらかなり差があります。そういった小値賀町の置かれた立場をですね、これから長崎市も小値賀も一つになって同じ運用になるわけですが、その中で、そういった簡単に、被保険者にとってメリットとかデメリットはそうないだろうというのは、わかる気もするんですが、確かに本当にそういう状況ですかね。ちょっと町長に伺います。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） ちょっと質問の趣旨がわからなかったんですが、現状では先ほど申し上げたように住民の方には直接はないと思います。わからないと思います。だから保険者としての意見を言わせていただければ、先ほど言いましたように、もう一方的に数字が決まって、小値賀町の医療費に対してはこれだけ税金を取りなさいよ、という通知が来るわけですから、だからそれが来た時に、先ほど法定外繰入の話がありましたけども、今ある財調をまだ当分使えるだろうということで、6月にも保険税の税率を決める時には議会の了解も得て決めたわけですが、要するにですね、税率を決めるのは小値賀町の議会で決めていただくことになっていきますけども、「これだけ取りなさい」と言われた金額を確保する必要があるわけです。だからそういう面では、ご心配のよううちの意見が通らないかもしれないという、その心配はあるでしょうけども、目に見えたデメリットというのものないし、メリットを言えば小値賀町が傾いても心配ないように、県下全体で財政運営をやっていくということでございまして、そういうメリットはあると思います。医療費に対しての保険税ですと、医療費が上がれば保険税も当然上がるのはやむを得ないということなんです。

あとは急激な保険税、小値賀町では保険税ですけども、その値上げがないように運営をうまくやっていかなければいけないかと思います。その時に議会としては当然、一般会計から入れてもう少し下げろよ、という意見があるかと思いますが。そういう意味で先ほどの法定外繰入も、4割の人たちに対してどの程度応援をしたらいいのかという話が出てくるかなというところでご説明をしたところでございます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） そういうことで大体わかるんですけども、県と協議をしていると思うんですけども、何か聞くところによると協議する事項というか内容というか決まり事つちゅうのがですね、ずっと遅れ遅れになっていると聞くんですけども、そういった県の協議会において、何が一番決定する時間がもめているのか、そういったことが聞ければ少し説明をお願いしたいと思いますけども、それについては課長が時々出席しているようですので、何かそういった内容をですね、もしわかるようなことがあれば許される範囲でちょっと説明をしてほしいと思います。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（西村久之） お答えします。

まず国民健康保険税、ほかのところは料と言うところもありますけども、それを算定するに当たり、医療費水準を反映させるかさせないかというところいろいろな意見がありまして、当初は医療費水準をさせないで統一していこうという算定の基礎がありました。それに我々医療費が低いところと医療を受ける条件が悪いところは、それは片手落ちじゃないかということで、そういうところで議論が今、深まっているところなんですけども、当然、今度の、今度方針が来ましたが、それには医療費水準を反映させるということで大体もうほとんど決まりましたので、医療費水準を反映させてどうなるかということで、今度1月に試算が来るようになっております。それを見ないとはっきり言ってどれだけになるかというのは、はっきりわからないんですけども、その辺のところ医療費が多いところ少ないところ、医療費水準がいいところ悪いところということで、その係数について今議論をしている途中なので、その辺がまだはっきりなっていないというところでございます。ちなみにですね、25日26日にまた最後の連携会議がございますので、そこではっきりわかると思いますので、わかりましたらお知らせをしたいと思っております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） わかりました。今のところですね、真剣に小値賀町が不利にならないように一生懸命協議しているということで理解したいと思います。次にですね、そういう状況の中、前の6月会議において、国民健康保険税が平均1

万 6,000 円値上がりしたわけですけども、その時のやり取りの中でちょっと気になるのが、今日も町長が言いましたけども、住民の約 4 割の方が加入していると、そういった中で、自己責任において医療費が上がれば保険料も上がるのだから仕方がないといった趣旨の説明をちょっと聞いたんですけども、この国民健康保険、国民皆保険ですね、全員が入るという世界でもなかなか珍しい保険でありますけども、これはやはり昔から生活に困っている人たちの医療を、国民の健康を守るために立ち上がったと聞いております。そういった意味において、この小値賀町の状況の中で、不景気の状況の中で、国民健康保険料をかなり負担にしている方がたくさんいると思います。その証拠に滞納金が 1,000 万から超えておりますけども、そういった中で保険料がどの程度に落ち着くかよくわかりませんが、たぶん小値賀町もですね、あと 4,000 万円ほどしか残っていない国民健康保険の財政調整基金がいずれなくなった場合に、よその町村のように一般財源から法定外繰入をするという状況がたぶん生まれると思います。そういう時にやはり町長はですね、なるべく住民の 30 何%か知りませんが、そういった中で幾らかでも、財政調整基金がなくなった時に、法定外繰入をしっかり検討してほしいと思いますけども、そこをもう一度、簡単でいいですので町長の考えを伺います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 今、ご意見の中にありましたように、調整基金まだ残っておりますので、6 月にもご説明したと思いますけども、今年度特に 2,000 万崩して、そして保険税を抑えたわけですけども、やっぱり何といたっても医療費を下げることに努力をしなければいけないということで、それは決して病院に行くなどということではありませんので、予防それから健康診断、そこら辺に力を入れていってですね、やっぱりどうしても今の保険の仕組みが、税金で取る分も決まっていますし、窓口負担も 3 割負担ということであれば、税金で 3 割、国のほうは 4 割という定率で医療費の負担をしますんで、あとの 6 割はどうしても税金と個人負担ということになるわけで、だからその場合に余りにもひどいよなとかいうときには、もう皆さん考えは同じになるかと思っておりますので、そのときに考えましょう。

議長（立石隆教） 横山 議員

6 番（横山弘藏） わかりました。それでは基金がなくなったときにですね、また議論したいと思っております。それから最後にですね、ガバナンス体制ですね。小値賀町は離島であり、非常に都会と比べて医療水準も低い。それから被保険者のメンバーもですね、高齢化して税収がなかなか増えないといった状況であります。そういった小値賀町の特殊ともいえる環境にあるこの医療の問題を、しっかり県の運営協議会とかに発言するメンバーとか、今後のそういう体制づく

りというのはどういうふうを考えられているのか、町長でも課長でもわかりやすく説明していただければ結構です。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（西村久之） お答えします。

先ほど町長も答弁しましたけども、30年度からですね、担当者レベルの会議、課長レベルの会議、それから首長レベルの会議が各3回ありますので、その中で小値賀町としての意見を伝えていきたいと思っておりますし、小値賀町の中の国民健康保険運営協議会の中で出た意見というのも、その中で反映させていきたいと考えております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） そうであれば、小値賀町にある国保の審議会ですね、そういうのはそのまま残るわけですね。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（西村久之） はい。各市町の国保運営協議会は従来どおり存続するというごさいます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） とにかく何度も言うようですけども、小値賀町はですね、非常に置かれた立場が弱いと思いますので、町長、課長の強い思いと意見を小値賀町民の代弁者としてしっかり県のほうに伝えてほしいと思います。それを強く望んで私の質問を終わります。

議長（立石隆教） これで横山弘藏議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会：発言なし）

— 休 憩 午 前 10 時 34 分 —

— 再 開 午 前 10 時 34 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

続いて3番・末永一朗議員

3番（末永一朗） おはようございます。

私は野崎島を含めた観光について質問いたします。

本町の基幹産業である農業・漁業も後継者がいない現状で、将来町づくりは難しいのではないかと考えます。そういう中で高齢者でもできるのが観光産業だと思います。野崎島を含めた観光、すなわち文化・歴史を大切にし、新しいものをつくるのではなく素朴で今のままの姿を生かし取り組んでいけば、将来第2の産業につなげていけるものと思います。無理をせずに隔々に広げていけばと思います。そうすれば町づくりにも対応できるのではないかとと思うが、行

政としてそのような考えはないのか次の２点について伺います。

１番目に、野崎島を含めた小値賀町の良さを生かした観光への具体的な取り組みをどう考えているのか伺います。

２番目に、世界遺産に登録されると観光客は増えると思うが、本島へのプラスになるための施策はどう考えているのか。

この２点について伺います。

再質問は質問席で伺います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 末永議員の質問にお答えします。

まず１点目の「野崎島を含めた小値賀の良さを生かした観光への具体的な取り組みをどう考えているのか」ということについてですが、議員もご承知のとおり、本町は西海国立公園に浮かぶ美しい町であり、複雑な海岸線となだらかな陸の地形という田園風景は、見る人を魅了する美しい景観となっています。この豊かな島は、肥前風土記にもその名が記されておりますように、太古の昔から人が住み続け、往古は遣唐使の寄港地として、近世以降は西海捕鯨の本拠地として栄えた歴史も有しております。そういった美しい景観と歴史を持つ私たちの小値賀町は、長崎県でただ一つ「日本で最も美しい村」連合に加盟し、「小値賀諸島の文化的景観」は国の重要文化的景観に選定をされ、野崎島は来年夏に世界遺産登録が見込まれる「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として「野崎島の集落跡」がその構成資産の一つとなっています。この美しい自然と歴史・文化の中で営まれてきた島の暮らし、そして外からの人を気さくに受け入れ、もてなす町民性が小値賀の良さであり、訪れた人々に魅力的に映るのだろうと思っております。その方向性でこの十数年間、官民一体となった体験型観光、アイランドツーリズムを推進しておりますので、今後も「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを目指してまいります。

具体的にはガイドの育成とか体験プログラムの開発と磨き上げ、民泊事業のさらなる推進、古民家ステイの魅力化、交通アクセスの改善などに取り組みたいと考えております。このガイドの育成につきましては過去にも何回も取り組んでおります。決してうまく進んだとは言えない状況です。体験プログラムについても夜間や雨の日の対策、野崎島の活用という課題がありますが、申し上げましたように、おぢかアイランドツーリズム協会にこれまでお願いしてきた具体的な項目であります。まずは、これらの懸案の解決を当事者をお願いしたいと思いきし、行政が観光業を支えるべき問題としては本土とのアクセスの改善、それは佐世保コンベンション協会等各種団体との連携の推進等が必要だと考えております。この度、五島列島おもてなし協議会の研修事業を通してガイドの会が組織され、また夜のプログラムづくりとして講師を招いて「星空観

察会」を試行するなど、取り組みを進めているものもございしますが、今後も佐世保市との観光圏事業、五島列島おもてなし協議会事業、平戸・小値賀・上五島観光ルート形成推進協議会事業などの各種事業を通じたネットワークと財源を活用して、IT協会等関係者と連携して取り組みを進めたいと考えております。

次に2点目の「世界遺産に登録されると観光客は増えると思うが、本島へプラスになるための施策は考えているのか？」というご質問についてお答えをいたします。おっしゃるとおり「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の12の構成資産の1つとして「野崎島の集落跡」が世界遺産登録が見込まれており、それに伴う観光客の増加が予想されます。実際に野崎島を訪れる人は、今でも徐々に増えている状況にあります。最近、旧野首教会を目当てにツアーで津和崎などからチャーターで来て、小値賀本島には立ち寄らないで帰るという、いわゆる「パッと見」ツアーが増えていると聞いておりますが、そのような方々も含め、野崎島と小値賀本島との関係や、民泊や古民家ステイ、体験・交流・食など小値賀島での過ごし方をうまく伝えていくことが、小値賀本島への来訪につながると思いますので、おもてなしの島としてストーリー性を持ってガイドができる人材の育成を目指したいし、またガイドの皆さんにも一層努力をしてほしいと思っております。

また環境整備はまだまだで、アクセスの改善も必要だと考えております。30年、来年の4月から笛吹～野崎間の昼間の便を増便を図るように今計画しているところがございますし、上五島への増便もできれば同様に実施したいと考えております。このアクセス改善を例にとっても、便利になれば今度は便利になったで、小値賀に留まらずに上五島に泊まるから反対だという方もおられるかもしれませんが、定住人口の低下が進んでいる島の活性化にはどうしても交流人口の増加は不可欠であると思っておりますし、過去、民泊の際に他の宿泊施設との関係の例もあるように、小値賀を訪れる人が増えれば泊まる人は増えると思われまますので、後はサービス面やおもてなし等はそれぞれの民間の皆さんの努力をお願いしたいと思っております。

いろいろお答えをしましたが、町の活性化のために観光業を第2の産業に発展させるためには、何といたっても関係者の皆さんの努力が必要でございます。幾ら行政がやっても当事者のやる気が一番だと思います。間もなく新年度予算の編成作業に当たりますので、関係者との協議を進め、過去を振り返りながら、確実に行政としての務めを果たしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（立石隆教） 末永議員

3番（末永一朗） 再質問もせんでいいような具体的な答弁をしてもらいまして、よくわかりました。やっぱり将来を見つめてやることなれば、小値賀町を活性

化するためには、やっぱり観光産業よりほかはないと私も思うわけであります。それで再質問ということじゃないけれども、やはり町長がおっしゃるように野崎は野崎の良さがあるし、小値賀は小値賀町の良さがあるし、それはどっちもやはり、野崎に金が落ちることも考えないかんし、それと小値賀は小値賀でこっちに金が落ちるごと考えにやならんし、どっちもやっぱ小値賀本島に一泊でもしてもらような施策を考えなならんて思うとですたいね。答弁の中に入っておりますけれども、それで観光産業を進めていくためには、やはり各種団体に呼びかけてですね、協議会を設置していろいろ議論してもらう必要もあるんじゃないかと思いますが、その協議会を設置することに対して町長はどう思いますか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） これまで観光協会というものが、最近解散した観光協会じゃなくて、従来から 30、40 年ぐらい、昭和 40 年ぐらいにできた観光協会がありまして、そのときは各種団体がみんな入っていた観光協会がありました。ただ、今の状況は皆さんご承知のとおりでございますので、観光面での窓口は一本化をして IT 協会にお願いをしているわけでございます。まあ IT 協会も、言い方は悪いですけど商売もしてますし、そういうことでなかなか自分たちのことで手一杯かもしれません。そういう意味での協議会っていうのは必要だなという感じを持っておりますので、その件に関しましては、新年度、担当課とそれから関係者と協議をしまして、連絡協議会なりそういう団体を立ち上げることも必要かなと思っております。

議長（立石隆教） 末 永 議 員

3 番（末永一朗） 町長がおっしゃるとおり、小値賀の将来がかかっているので、農業・漁業、商店街と観光協会とみんなが一緒になって取り組む必要がありますので、そういうことを各種団体に呼びかけて、ぜひ協議会を設置してもらいたいと思います。

以上、質問を終わります。答弁は要りません。

議長（立石隆教） これで末永一朗議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会：発言なし）

— 休 憩 午 前 10 時 47 分 —
— 再 開 午 前 10 時 47 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

続いて、2 番・松屋治郎議員

2番（松屋治郎） 私は地方創生実現のための人的施策について、町長及び教育長に伺います。

本町は人口減少、少子高齢化による過疎化が進んでおり、町はそのような状況を食い止めようと、農業、漁業、観光産業の産業振興策や子育て世代の支援策等を、様々な支援策等を行っております。地方創生のための施策であります。その結果、仕事はあるのに働き手がない、人材がない状況が非常に目立ってきております。この状況を一刻も早く改善しなければ、様々な施策も思うような成果を得ることはできません。第4次安倍内閣は、主な政策課題として地方創生を掲げ、地域の産業振興や移住促進を牽引する人材不足の解消、また専門人材を地方企業に仲介するプロフェッショナル人材事業の強化を行うとしております。本町でも地方創生実現のため、産業振興、子育て世代への支援等、様々な施策を実行しておりますが、さらにUターン者による人口増加策として、商工業を含めた全ての職種につき、小値賀に帰ってきた後継者に対し給付型の奨学金の支給ができるよう従来の制度を変更することも検討すると、平成29年度の町長の所信表明で述べております。その内容及びその結果はどのようなものか、町長に伺います。

再質問は質問者席で行います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 松屋議員の「地方創生実現のための人的施策について」という質問にお答えをいたします。

まず地方創生の方針としましては、少子高齢化に歯止めをかけまして、地域の人口減少と地域経済の縮小をデフレから脱出をするということを図ろうとしておりますけども、国は平成26年12月に「まち・ひと・しごと総合戦略」を閣議決定をし、また28年の3月までには、ほぼ全ての自治体で地域総合戦略が策定をされて官民あげて取り組んでいるのは議員もご承知のとおりでございます。

本町におきましても、輸送コストや燃油等の支援、漁業環境の整備、畜産振興対策の補助制度や後継者対策など、他の町ではやっていないことも挑戦をしておりますが、なかなか実を結ばないジレンマに陥っております。今挙げた事業のほか、人口減少対策としてお試し住宅や定住促進住宅の整備、並びに安心出産支援補助金、それからこども園の無償化、放課後子ども教室など、安心した出産、子育てを通しての人口減少対策にも取り組んでいるところでございます。また最近では、国境離島新法に基づく雇用機会拡充事業を活用しまして、民間事業者が新たに起業する創業、それから事業拡大を図るために積極的に支援をしております。今回の補正予算にも計上しておりますけども、島内地域において飲食業やパン製造など、仕事と雇用の創出にはつながっているところ

であります。

しかしながら、松屋議員からもご指摘がありましたとおり、仕事はあっても人材が不足しているという状況がここ数年続いております。一例を申し上げますと、担い手公社では農産品の販売がようやく軌道に乗ってきたのでございますけれども、売れ筋商品のピーナッツ等の原材料の確保が難しくなりました、数年前から自前で生産を図っておりますけれども、生産に従事する職員が不足し、また畑の確保が難しくなりました、販路はあるのに生産が追いつかない、できない状況に陥っております。また町職員の募集にもなかなか応募者が集まらないという現状の中で、町内での労働力にも限界があります。今後は島外から人を呼び込むということが1つの手段で、大事な手段であると考えております。そのためにも現在取り組んでおります空き家バンク事業の推進や、空き家の改修などの定住促進事業をさらに充実をさせまして交流人口を増やし、その中から定住を考えてもらう環境を整備し、情報発信にも努めていきたいと考えております。

最近の動きの中で、自民党の中に人口急減地域対策議員連盟が設立されたという連絡が谷川先生の事務所よりありました。設立趣意書によりますと、地方居住を希望する若者たちに十分な雇用条件、年金、住宅、育児環境を確保するための特別な立法措置と財政措置、税制措置を実現することにより、人口減少を抑止することを目的として設立するとなっております。まさに小値賀町と目指している方向が一緒ではないかと思っております。関連して地域商社の立ち上げの提案もございます。これは要するに、過疎化が進むと現在ある職業がなくなり、住民生活に大きな影響を与えるようになりますけれども、それを防ぐ1つの手段として商社の職員を年間雇用して、住民の皆さんのニーズに応じて不便さを取り除き、いつまでも住み続ける環境づくりを目指すという何でも屋の地域商社の設立も今回の地方再生法や国境離島新法を利用して可能だということも聞いておりますので、今後検討したいと考えております。

行政としては、やれることをできるだけ早くやまして、環境整備をしてこその他の地域から人を飛び込むことができるのではないかと考え、どちらかといいますとそっちの受け入れ態勢のハード整備に力を注いできたかもしれませんが、これからソフト面の支援はなかなか難しいこともありますけれども、これからはある程度そちらのほうに、ソフトのほうにシフトすることも必要だと考えております。このあと人材育成ソフトの分での取り組みにつきましては、教育長よりお答えをいたします。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（吉元勝信） それでは、教育の立場からお答えをいたします。

小中高一貫教育が始まってから10年が経過し、その10年間の取り組みや成

果、課題等を分析した「10年間のまとめ」を現在県と一緒に作成しているところです。

ご存知のように、小値賀町の小中高一貫教育の全体目標は、「一人ひとりの夢の実現」を掲げ、12年間の一貫した教育課程の中で個々の学力の向上と地域人材を活用した郷土学習から郷土愛の育成等に取り組んでいるところでございます。その中で、「小値賀キャリア教育全体計画」を策定し、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識、技能を身につけさせるとともに、自己の特性を理解し、子どもが主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育を展開し、その先の目指すべき子ども像として、「郷土小値賀を愛するとともに、夢や希望を持って努力し、意欲を持って学び続ける子ども」を目指すキャリア教育を通じて人材育成を推進しているところでございます。

先日開催いたしました「少年の主張発表大会」では、郷土小値賀の美しい環境を守る、また産業の振興、そして小値賀で働き、役に立つような仕事がしたいと、そういうような発表がありましたけれども、学校においてはキャリア教育、人材育成の取り組みがしっかり行われているのではないかなというふうに思うところです。しかし一方では、高校を卒業してすぐ小値賀で就職する人がいないのも事実でございまして、近年の高校の卒業生ではほとんどが大学あるいは各種専門学校に進学し、就職する人は1人か2人というのが実情でございまして。全体目標の「一人ひとりの夢の実現」を目指すための子どもたちの選択ではありませんけれども、将来、確実に地域を支えることを志す人材の育成までには至っていない現状にありますので、今後そこら辺の取り組みについても検討をしていく必要があるかなと思っております。

また給付型奨学金等については、教育委員会の中でもいろいろと検討を重ねております。その中でも方向性についてはまだ決定していないというのが現状でございまして。

以上でございまして。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

（小学生退場）

— 休 憩 午 前 11 時 00 分 —
— 再 開 午 前 11 時 03 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

松屋議員

2番（松屋治郎） 働き手人材確保の事例を紹介させていただきます。島原市では、「ふるさとに戻ってこんね奨学金」制度が平成29年度に設立しております。その内容は、大学を卒業後3年以内に市内に住み、その後5年間継続して就業した場合、貸与した奨学金の全額を免除するというものであります。もう一つ

は対馬市の事例ですが、対馬市の県対馬振興局と県立対馬高同窓会は同校出身者の U・I ターンを促すための事業として、同窓会名簿を活用した取り組みを行っております。その内容は、20 代前半の若手卒業生に対し、今の対馬の企業情報、国境離島新法による事業拡大に島内の事業所情報や島内に U ターンする際の補助金一覧等の資料を送付して、今は働き手不足で仕事もあることから、卒業生が島に帰り地元で働く動機づけ、島に帰るという選択肢もあることを示し、U・I ターンの誘致に取り組んでいるとのことであります。この件につき、町長の考えを伺います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 確かによその市や町でもいろいろなことをやって I ターン、U ターンを増やそうと努力をしております。小値賀町でも、先ほど質問の中にもあったかと思えますけども、農業者の分だけ予算化をしておりますけども、農業学校に行く生徒に対して、帰ってくるということになると補助金出しっぱなしになります。そういうことで、今、町全体の転入者と言いますか、学校に行行って帰ってくる意思のある方については何らかの形で奨励金を設けたいという答弁をしていると思えますけども、ぜひ新年度からですね、実現に向けた予算づけをしたいというふうに考えておりますけども、教育委員会がやっている奨学金との兼ね合いもありまして、そこら辺の調整を今からやらんばいかなのかなと思えますけども、今、農業だけやるということではなくて、商業についても一緒ですし、皆様のご意見を聞いてからですけども、とにかく学校に行行って専門的知識をつけたら帰ってくるという人たちにはいいのかもしれないし、そこら辺の範囲というのも協議をしながら新年度予算で取り組ませていただきたいと思えます。

議長（立石隆教） 松屋 議員

2 番（松屋治郎） 最後に人づくり・人材育成について伺います。今、県下、特に離島において、有人国境離島法に基づく支援制度が新たに加わり、地方創生事業が活発化し、働き手、人材不足が深刻化しております。このような状況を食い止めようと、長崎県立大では社会の即戦力となる学びを重視した地域創造学部を新設して、人口減少が著しい県内離島でのフィールドワークを全学生に必修化するなど、県政の課題に対応しつつ現代社会に求められる人材を育成するとしております。本町の小中学生の学力レベルは長崎県でも 1, 2 位を争い、全国的にも高い位置にあります。本町の持続的発展には、何よりも人の力が必要であります。この素晴らしい子どもたちを次世代の小値賀を安心して託すことができる人に育てることが、本町の重要課題だと思います。政府も生産性革命、人づくり革命の推進を打ち出し、また小値賀町の総合計画でも「町づくりの基本は人づくりです」とうたっております。人づくり・人材育成をすること

により、町全体の生産性の向上につなげるのが所得向上にもなり、結果的に過疎化に歯止めがかかるなど、地方創生の好循環につながると思います。人が少なれば少ないほど人づくり・人材育成は大切であり、そのためには家庭・学校・地域が一体となり取り組むことが重要であると思います。本町の将来、未来のための人づくり・人材育成について、町長及び教育長にその重要性の認識と今後の取り組みについて伺います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 前段の部分の質問については、総務課長から説明をさせていただきます。そのあと教育長のほうに回しますんで、よろしくをお願いします。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（前田達也） お答えいたします。

前段のほうの、特に県立大学とのかかわりについてのご質問でございますけども、議員さんもお承知のように、先日、県立大学の生徒による発表会、COCですか、もありましたとおり、県立大のほうとしてもこういう離島の実情を学生に学ばせると、学ばせてそれを提案させながら人材育成を図っていくという事業を行っております。来年以降もそういう形で学校のほうも進めていきたいというふうに考えているようでございますし、当町としましてもですね、もう少し踏み込んだ形で学生のほうに入っていて、どんどん若者の意見というものを出していただきながら町政のほうに反映させていきたいというふうに考えておまして、今後とも県立大学とのそういう関連の関係は続けていきたいと考えているところでございます。今の現状はそういうことでございます。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（吉元勝信） お答えいたします。

教育委員会の立場からいたしますと、人材育成というのは学校教育と社会教育、それが両輪だというふうに考えております。学校教育におきましては、先ほど申し上げましたように、小中高一貫教育を軸としながら、小学校から高校生までつながりを持たせた、そういう中でキャリア教育と、そういうのを今後とも推進していきたいと考えております。そういう中で先ほども申し上げましたように、できれば高校生がですね、地元に残ってもらおうとか、一旦大学とかそういう勉強をしても数年後には帰ってきてもらうような子どもたちを作り上げていく必要があるかなと考えております。また一方で地域の力、そういったものを我々としては生かす必要があるかなというふうに思っております。ですから、各地区のいろんな行事といったものもございしますが、そういうものを集約しながら公民館活動につなげるとか、あるいはその中でリーダー的な人をですね、そういう人材を育てながら地域を活性化させるとか、そういう部分を今後、

社会教育あるいは生涯教育の中で進める必要があるかなと思っておりますので、そこら辺についても教育委員会の中で議題として上げながら今後取り組んでいきたいと考えております。

議長（立石隆教） 松屋議員

2番（松屋治郎） 地方創生、人づくり・人材育成はですね、一朝一夕にして成果を得ることはできないと思います。これはあくまでも永遠の課題だと思います。それゆえにですね、地域社会全体のみならず、県・国とも一体化した連携プレーも必要だと思うんですね。そういう面ではやっぱり町長・教育長は役割が大きく、また大変だと思いますけど、明るく活力のある住みよい小値賀町づくりのためにですね、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（立石隆教） これで松屋治郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会：発言なし）

— 休 憩 午 前 11 時 14 分 —
— 再 開 午 前 11 時 14 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

以上で一般質問を終わります。

日程第4、議案第67号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第67号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の提案理由をご説明いたします。

国は、今年の8月8日に出された国家公務員の給与に関する人事院勧告に対して、11月17日に完全実施を閣議決定し、12月8日、国会を通過したところでございます。

今回の勧告の骨子は、民間の給与が国家公務員を上回る結果となったため、給与及び特別給、ボーナスのうち勤勉手当の引き上げを行うとともに、平成27年より実施しておりました特定職員の減額措置について、30年3月31日をもって廃止する内容となっております。

別表1の行政職給料表(1)及び(2)、別表2の医療職給料表(1)及び(2)、並びに別表3の海事職給料表(1)を改め、平成29年4月1日から新しい給料表を適用することとしています。

議案書 24 ページの附則で施行期日を定めていますが、附則第 1 条では、条例第 2 条の改正は 30 年 4 月 1 日から施行することとし、同条第 2 項では、条例第 2 条の改正については、平成 29 年 4 月 1 日に遡って適用することとしています。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細については担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（前田達也） それでは、担当よりご説明させていただきます。

先ほどの町長の説明にもありましたとおり、今回の改正では施行日が平成 29 年度から適用される改正と平成 30 年度から適用する改正があるため、1 条と 2 条に分けて作成しております。

改正の内容につきましては、官民給与の較差を踏まえ、給料表の水準を引き上げるための給料表の改正と、特別給の支給月数 0.1 月分の引き上げ、また平成 27 年度より実施されておりました特定職員の減額経過措置が、平成 30 年 3 月 31 日をもって終了することに伴う改正でございます。

それでは新旧対照表をご覧ください。

1 ページの改正第 1 条の関係でございますが、平成 29 年 4 月 1 日に遡って施行される給与及び特別給でございます。

まず第 18 条は勤勉手当でございますが、今回引き上げる 0.1 か月分の特別給これはボーナスでございますが、を勤勉手当に配分しまして、12 月支給分で調整するものでございます。ただし再任用職員につきましては引上げ月数の半分でございます 0.05 月の引き上げとなります。

附則の 9 項は、特定職員の減額経過措置の調整率を改正するものであります。

続きまして別表の改正ですが、2 ページから新旧の給料表を対比しておりますが、月額 400 円から 1,000 円で改正されておまして、特に民間の初任給との格差があるということ踏まえまして、初任給を 1,000 円、若年層についても同程度の改正となっております。行政職給料表（1）を見ていただくとおわかりのように、1 級～2 級の若年層に手厚く、月額 1,000 円ほどのベースアップ、またその他の職員、例えば中堅からベテランの職員となりますが、4 級 60 号あたりの職員の場合には、月額 400 円ほどの引き上げというふうに、スライドした上げ幅となっております。

本改正案における平成 29 年度の影響額でございますけれども、一般会計、特別会計合わせまして、給料で 66 万 6,000 円、特別給、ボーナスでございますが、284 万 4,000 円の合計 351 万円となる見込みです。

続きまして、改正第 2 条ですけれども、32 ページからになります。

この改正第 2 条の関係につきましては、平成 30 年 4 月 1 日に施行される給与及び特別給でございます。

第 17 条の期末手当は、法改正に伴いまして文言の表記を改めたものでございます。

第 18 条の勤勉手当は、今回引き上げられた支給月 0.1 月分を 6 月と 12 月に平準化するものでございます。

附則の 6 項は、平成 27 年より実施されておりました特定職員の減額措置を平成 30 年 3 月 31 日をもって終了するために、削除するものでございます。

改正附則では、第 1 条が施行日と適用日について定めておりまして、改正内容により平成 29 年 4 月 1 日から適用するもの、また平成 30 年 4 月 1 日から適用するものに分かれております。

第 2 条は給与の内払いについて、第 3 条は委任事項を定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議 員

5 番（浦 英明） 先ほどの説明では、人事院勧告により今回の給料アップ、それから賞与のほうに反映させるというふうな答弁でありましたけども、給料で 66 万 6,000 円、賞与で 284 万 4,000 円、賞与といいますかこれは勤勉手当も含む分ですね。合計で 351 万円という説明をされたんですけども、これは今回の 0.1 カ月アップによる、そういった総額を言ったのですか。念のためお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（前田達也） お答えいたします。

その 0.1 月分というのが先ほどの期末勤勉の分ですね。284 万 4,000 円というのがその影響額で、あと給与については、その給料表の改正によりました月額
の給料も、その分引き上がるという分の影響額でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

横 山 議 員

6 番（横山弘藏） 「国の人事院勧告と長崎県の人事院勧告及び県内市町の職員給与の状況を踏まえ、条例の一部を改正する必要があるため」。初歩的な質問で大変申し訳ありませんけども、国とか長崎県のこういった勧告があった場合には、どこの市町村も絶対上げるということになっているんでしょうか。お答えをお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（前田達也） お答えいたします。

絶対上げるというかですね、上げるかどうかというのはその自治体の判断ということになってはおりますけども、当町としましてはそういう流れの中で、

特に先ほど町長のほうでも説明がありましたとおり、なかなか町職員の確保が難しい中ですね、その水準を据え置くのもちょっとどうなのかなということもありまして今回上げさせていただきました。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 浦 議 員

5番（浦 英明） せっかく今、長崎県の人事院勧告によることを質問されたので。先ほどの説明の内容によりますと、給料で大体 400 円、そして 1,000 円を想定というか、今回のやつに計上しているということでありましたけども、これは国の人事院勧告、県の人事院勧告も同じような内容ですか。お尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（前田達也） 議員おっしゃるとおりでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 横 山 議 員

6番（横山弘藏） 総務課長の答弁で、その自治体の裁量に任されている部分も多分にあるということでもありますけども、小値賀町の今の給与のレベルというか、それは長崎県下ではどのぐらいの位置にあるんですかね。もしわかるようであれば説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（前田達也） お答えいたします。

当町の給与水準につきましては、昨年のデータであります但し県下では一番最低ということになっておりまして、ラスパイレス指数と言っておりますね、給与水準を表す数字があるんですが、県の平均で 98.4 というのが国家公務員を 100 とした場合の水準なんですけども、県の平均で 98.4、当町の場合は 94.1 でございます。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

今 田 議 員

1番（今田光弘） 先ほど総務課長のお話で、人材確保の点からも上げたいということ、本当にそのとおりだと思いますが、人材を確保するためには、例えばたぶん去年だったと思うんですが、人事院勧告の中でもフレックスタイムの導入とかですね、勧告されてると思います。小値賀町でもそういう話はあったんですが、そういうことで人材確保の点でこれから先何か考えていかないといけないという、給料を上げるだけじゃなくてですね、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） フレックスタイムとかそういうのもあるんですけども、それはある程度人が集まってからの話でありまして、それから検討させていただきます。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） いつも町長とは考え方が違うということでおっしゃるんですが、そういうのを目標にして人を集めるっていうのも 1 つの手段だと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） まあわかるんですけども、特に特定の方の給料だけ上げるということになると、今までの職員とのバランス等も出てきますので、そこら辺は慎重にやらせていただきます。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 67 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 67 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第 67 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、明日 12 月 12 日は定刻の午前 10 時から始めます。
ご苦労さまでした。

— 午 前 11 時 28 分 散 会 —